

災害ボランティア活動支援に関する協定書

社会福祉法人和歌山県社会福祉協議会が運営する和歌山県災害ボランティアセンター（以下「甲」という。）と和歌山大学紀伊半島価値共創基幹災害科学・レジリエンス共創センター（以下「乙」という。）は、和歌山県災害ボランティアセンター設置・運営要項第2条の業務にかかる協力の内容に関して、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、災害ボランティアの育成及び活動に向けた支援が迅速かつ効果的に行われるよう、甲と乙の間における協力の内容、その他必要な事項を定めるものとする。

（平常時の協力内容）

第2条 甲と乙は、相互に連携し、次の各号の活動を行う。

- (1) 災害ボランティア活動にかかる研修、訓練等への参加、協力
- (2) 災害ボランティア活動にかかる情報の相互提供
- (3) 災害ボランティア活動に必要な資機材の整備への協力
- (4) 前各号に掲げるもののほか、第1条の目的達成のために必要な事項

（災害時の協力内容）

第3条 甲と乙は、相互に連携し、次の各号の活動を行う。

- (1) 乙が所管する災害ボランティアステーションが被災地での災害ボランティア活動を行う場合における活動先の調整
- (2) 災害ボランティア活動にかかる情報の相互提供
- (3) その他災害ボランティア活動支援にかかること

（連絡の窓口）

第4条 甲と乙は、あらかじめ本協定に関する担当者を定め、別記様式第1号により担当者の変更の都度取り交わすものとする。

（有効期間）

第5条 この協定は、締結日から1年間効力を生じるものとする。なお、期間満了の1カ月前までに甲又は乙にいずれか一方からの特段の意思表示がない場合には、この協定はさらに1年間更新されるものとし、以降も同様とする。

（協議）

第6条 この協定に定めのない事項およびこの協定に関し疑義が生じた場合は、甲と乙が

協議のうえ、これを定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙代表者のそれぞれ記名押印の上、各1通を保有するものとする。

令和3年3月10日

甲

〒640-8545 和歌山県和歌山市手平2丁目1-2
県民交流プラザ和歌山ビッグ愛7階
社会福祉法人和歌山県社会福祉協議会
和歌山県災害ボランティアセンター

センター長

中西淳



乙

〒640-8510 和歌山市栄谷930
和歌山大学 紀伊半島価値共創基幹
災害科学・レジリエンス共創センター

センター長

塚田晃司

